

令和 8 年 度

定期監査結果報告書

(令和 8 年 5 月～令和 8 年 8 月)

令和 8 年 8 月 14 日

可 児 市 監 査 委 員

地方自治法及び可児市監査基準に則り監査を実施したので、その結果を以下のとおり報告する。

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項、第 4 項の規定による監査

第 2 期間及び対象

令和 8 年 5 月 26 日から令和 8 年 8 月 5 日まで

- (1) 市政企画部（財政課）
- (2) 総務部（管財検査課、税務課、収納課）
- (3) 市民文化部（地域協働課）
- (4) 福祉部（高齢福祉課、福祉支援課、介護保険課、国保年金課）
- (5) こども健康部（健康増進課）
- (6) 建設部（都市計画課、土木課）
- (7) 水道部（上下水道料金課、水道課、下水道課）
- (8) 議会事務局（議会総務課）

第 3 着眼点

地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨に沿って、事務事業が法令等に従い効率的かつ効果的に執行されているか、また、合理的で適正に執行されているかを主眼に実施するもの。

第 4 主な実施内容

1 監査委員による質疑応答

被監査部署から業務実績、予算執行状況の説明を受けた後、監査委員から関係職員への質疑応答、施設の現地確認を行った。

2 事務局職員による確認

(1) 事務書類の処理状況の確認

被監査部署の契約事務、会計事務等の書類処理について、各種条例、規則、手引き等への適合可否を確認した。

(2) 現金取扱状況の確認

被監査部署の現金取扱状況（レジ、金庫、鍵の管理、入金手順、帳簿管理等）を確認した。

(3) 備品管理状況の確認

ア 現場において、被監査部署が購入した備品の現物及び管理シール貼付を確認した。

イ 被監査部署が廃棄した備品について、適正な廃棄事務処理が行われているかを確認した。

(4) 関係団体の事務上の管理状況の確認

被監査部署で事務取扱のある関係団体がある場合、その事務上の管理状況（通帳、印鑑の管理状況、帳簿、伝票の作成状況）を確認した。

第5 結果

各部署の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行については、概ね適正に実施されていると認められた。

また、各部署の事務書類の処理状況、現金取扱状況、備品管理状況、関係団体の事務上の管理状況の確認においても概ね適正に処理されているものと認められた。

今後の事務にあたっては、下記の要望事項に留意の上、引き続き適切な遂行に努められたい。

第6 要望事項

【共通】

一部職員への時間外勤務の集中を是正するため、業務プロセスの見直しや協力体制の強化、デジタル化の推進、外部委託の活用等による負担軽減に努めること。また、正職員及び会計年度任用職員の勤務状況を把握し、人員配置の適正化を検討されたい。

【税務課】

eLTAX の普及は業務効率化に有効である。関係機関と連携し、電子申告の利用拡大を進めるよう工夫されたい。

【地域協働課】

自治会の負担軽減に向けて「自治会が選出する各種団体委員の人数の見直しも可能である」旨を自治会に周知している対応は評価する。自治会組織の維持・存続に向け、今後も各団体の実情を注視し、負担軽減に向けた支援を継続されたい。

【国保年金課】

差し押さえ件数の増加等で、国民健康保険税の収納率が向上していることは評価できるが、さらなる向上に向けて未収納要因の分析等を検討されたい。

【土木課】

契約の基本は競争入札である。緊急性がある工事が多いが、予見できる部分があれば適切に対応し、経済面、効率性を考慮して、契約事務を進められたい。

【水道課】

消火栓工事について、計画的な工事を実施できるよう、消火栓を管理する防災安全課との間で、情報共有と連携を強化すべきである。